

うるま市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動A
業務説明資料

1 事業概要

内容	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業				
目的	高齢者の閉じこもり予防や自立支援を推進するため、他者と触れ合う機会をつくり、生活機能向上のための効果的な運動等を実施することで、介護予防についての意識や日常生活の活動を高めるとともに、地域とのつながりを持ち、可能な限り地域で自立した日常生活を送るよう支援する。				
対象者	概ね 65 歳以上で要支援1、要支援2の認定者又は基本チェックリストにおいて介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者となった者で、下記のいずれかの状況にある者。 (1)身体介助の必要がなく状態が安定している者 (2)外出の機会が少なく閉じこもりがちな者 (3)地域における通いの場に通うことが困難である者 (4)介護予防ケアマネジメント等において、通所型サービス・活動Aの利用が生活機能の向上及び自立支援に資すると判断された者				
実施期間	令和 8 年4月1日から令和 9 年3月31日				
実施場所等	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	宮城島コミュニティ防災センター (午前)	勝連地区公民館 (午前)		石川保健相談センター (午前)	健康福祉センターうるみん (午前)
		よなしろ地域共生センター (午後)	健康福祉センターうるみん(午後)		健康福祉センターうるみん (午後)
・宮城島コミュニティ防災センター：島しょ地区 ・勝連地区公民館：勝連地区 ・よなしろ地域共生センター：与那城地区 ・うるみん：具志川地区全般 ・石川保健相談センター：石川地区 ※実施場所まで受託者が送迎を実施すること					
実施回数	実施する場所・日時で週 1 回（年間最大 371 回）				
実施時間	1回あたり、概ね 3 時間程度				
定員	1 回あたり、概ね 15 名程度				
参加期間	通年(利用申請により、利用者を決定)				

利用料	1回につき 200 円
人員配置基準	① 管理者1名(②③兼務可) ② 運動従事職員 1 名以上 ③ 運動補助員 2 名以上 ※事業の実施者は上記②③の 3 名以上とする。

2.契約上限金額

本事業は、事業実施1回あたりの単価金額(消費税非課税)とする

(1)事業実施 1 回につき 上限額 51,000 円(消費税非課税) とする

(2)非課税根拠 消費税法施行令第14条の2第3項第12号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する資産の譲渡等の一部を改正する件(平成27年厚生労働省令告示第231号)に基づく。